



本法違反として認定された事実の概要

① 違反認定された取引の相手先事業者（39名）

特定受託事業者	人数	主な委託内容
有識者（大学教授等）	25名	各種委員会・会議体の委員、技術支援業務、業務改善に関するアドバイザー業務 等
弁護士、医師等	6名	法律相談・訴訟代理人、メンタルヘルスに関するカウンセリング業務 等
その他	8名	従業員のキャリアサポート業務、イベント司会業務 等

② 上記39名との取引における本法第3条第1項（取引条件の明示義務）違反の主な内容

No	主な違反内容
1	<p>【報酬の支払期日の明示不備】</p> <p>(1) 報酬の支払期日を「〇月〇日までに支払う」と定めていた（「〇月〇日に支払う」等と支払期日を特定する必要がある）</p> <p>(2) 相手先の要望等を踏まえ、報酬の支払期日を「四半期ごと」に定めていた（役務提供日から60日を超える日を支払期日としていた）</p>
2	<p>【役務提供日・場所の明示不備】</p> <p>(1) 契約締結時点で会議、法律相談・訴訟期日、カウンセリング、イベント等の日時が未定または特定できなかったため、具体的な業務実施日（役務提供日）を定めていなかった</p> <p>(2) 契約内容から役務提供場所が自明（例えば訴訟代理人契約において事件番号・係属裁判所は明示）であったり、契約締結時点で会議・イベント等の開催場所が未定または特定できなかったため、具体的な業務実施場所（役務提供場所）を定めていなかった</p>
3	<p>【未定事項の内容が定められない理由・当該内容が決まる予定日の明示不備】</p> <p>(1) 契約締結時点で具体的な役務提供日・場所等が未定または特定できなかったため、「別途協議のうえ決定する」「決定次第通知する」等と定めていた契約において、これらが未定の理由や決まる予定日を定めていなかった（契約上の協議・決定・通知等はなされていた）</p>

※契約内容の是正はすべて完了しております。



本法違反として認定された事実の概要

③ 上記39名のうち14名との取引における本法第4条第5項（期日における報酬支払義務）違反の主な内容

主な違反内容	人数
(1) 報酬の支払期日を「〇月〇日までに支払う」と定めていた契約については、 <u>支払期日を定めていないこと</u> となり(上記②No1(1))、「 <u>役務提供日が支払期日</u> 」となるため、契約上の期限内に報酬を支払っていたとしても支払遅延となる	12名
(2) 報酬の支払期日を「 <u>四半期ごと</u> 」に定めていたもの(上記②No1(2))については、支払期日が役務提供日から60日を超える日となるため、支払遅延となる	1名
(3) ①研修、②アンケート、③報告会の <u>一連の業務の委託</u> で、「 <u>全業務終了後に一括して報酬を支払う</u> 」旨を定めていた契約について、①～③はそれぞれ <u>個別の業務</u> であるとして、各業務ごとに支払期日を定め、報酬を支払わなければならないとされた	1名

※上記14名との全契約について、実施済みの業務に対する報酬の支払いは完了しております。